

新旧対照表 (J:COM でんき 家庭用コース契約約款_九州電力エリア)

J:COM でんき 家庭用コース 契約約款 表紙

変更後	変更前	変更
2026 年 11 月 1 日	2026 年 8 月 1 日	変更

J:COM でんき 家庭用コース 契約約款 本文

変更後	変更前	変更
第 4 章 料金の算定および支払い 第 21 条 (使用電力量の計量) (5) 電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大使用電力は、別表 9 (使用電力量等の協定) を基準として、当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。ただし、料金の算定期間の 1 月の使用電力量の合計が計量できている場合で、30 分ごとの使用電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは、30 分ごとの使用電力量は、原則として、別表 9 (使用電力量等の協定) (2) を基準として定め、その値を、計量された使用電力量といたします。 (6) 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量または最大使用電力は、別表 9 (使用電力量等の協定) を基準として、あらかじめ当社と一般送配電事業者等との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。	第 4 章 料金の算定および支払い 第 21 条 (使用電力量の計量) (5) 電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大使用電力は、別表 9 (使用電力量等の協定) を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。ただし、料金の算定期間の 1 月の使用電力量の合計が計量できている場合で、30 分ごとの使用電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは、30 分ごとの使用電力量は、原則として、別表 9 (使用電力量等の協定) (2) を基準として定め、その値を、計量された使用電力量といたします。 (6) 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量または最大使用電力は、別表 9 (使用電力量等の協定) を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された使用電力量といたします。	変更 変更

J:COM でんき 家庭用コース 契約約款 料金表Ⅱ

変更後		変更前		変更
・従量メニュー、グリーンメニュー a 従量 B、a グリーン従量 B (イ)基本料金		・従量メニュー、グリーンメニュー a 従量 B、a グリーン従量 B (イ)基本料金		変更
契約電流 10 アンペア	441.69 円	契約電流 10 アンペア	316.24 円	
契約電流 15 アンペア	662.54 円	契約電流 15 アンペア	474.36 円	
契約電流 20 アンペア	883.38 円	契約電流 20 アンペア	632.48 円	
契約電流 30 アンペア	1,325.07 円	契約電流 30 アンペア	948.72 円	
契約電流 40 アンペア	1,766.76 円	契約電流 40 アンペア	1,264.96 円	
契約電流 50 アンペア	2,208.45 円	契約電流 50 アンペア	1,581.20 円	
契約電流 60 アンペア	2,650.14 円	契約電流 60 アンペア	1,897.44 円	
(ロ)電力量料金		(ロ)電力量料金		
最初の 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	18.33 円	最初の 120 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	18.37 円	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.93 円	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.97 円	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.93 円	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.97 円	
(ハ) 最低月額料金		(ハ) 最低月額料金		
1 契約につき	397.58 円	1 契約につき	335.34 円	
a 従量 C、a グリーン従量 C (イ) 基本料金		a 従量 C、a グリーン従量 C (イ) 基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	441.69 円	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	316.24 円	
(ロ) 電力量料金		(ロ) 電力量料金		

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.33 円	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.37 円	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.93 円	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.97 円	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.93 円	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.97 円	

J:COM でんき 家庭用コース 契約約款 附則

変更後	変更前	変更
(実施期日) この改正規定は、2026 年 11 月 1 日から実施します。		追加